

ID: 198

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	柴田町下水道条例 第14条第1項
例規番号	平成10年条例第35号

【基準】

第14条及び第15条の規定による。

(使用料の徴収)

第14条 町は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、納入通知書又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、町長が必要であると認めるときは、この限りでない。

(使用料の算定方法)

第15条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。

区分	排出汚水量	金額
基本使用料	10立方メートルまで	1,617円
超過使用料	10立方メートルを超え20立方メートルまで	1立方メートルにつき 168円30銭
	20立方メートルを超え50立方メートルまで	1立方メートルにつき 195円80銭
	50立方メートルを超え200立方メートルまで	1立方メートルにつき 222円20銭
	200立方メートルを超え1,000立方メートルまで	1立方メートルにつき 249円70銭
	1,000立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき 262円90銭

2 使用者が排除した汚水量の算定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。

(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、下水道規程で定めるところにより、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に町長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、町長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3 使用者が使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又

は現に休止しているその使用を再開したときも、当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。

備考

設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日
-------	------------	---------	-------